

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第12号

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項（」を「第10条の5若しくは法第13条（」に改め、「。
以下この号において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。